AFL Japan 公認クラブ規程

第1条　〔趣旨〕

本規程は、「AFL Japan リーグ規約」第１３条に基づき、AFL JAPAN が、AFL Japan 公認クラブ（以下「公認クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条　〔公認クラブの条件〕

公認クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、次の条件を満たしていなければならない。

1　AFL Japan の理念および参加を希望する各リーグの目的（AFL Japan リーグ規約第１条）に賛同していること

2　AFL Japan の指導を受けながら、クラブ運営を行う意思を持っていること

3　申請クラブの名称、ロゴ、エンブレム、ユニフォームについて、定めていること

4　１６歳以上の選手が９名以上いること

5　１８歳以上の代表者がいること

6　活動拠点を定め、定期的に練習できる場所を確保していること

第3条　〔公認クラブの権利〕

公認クラブは、自己の名刺や印刷物へ「AFL Japan 公認クラブ」と表記し、ＰＲすることができる。AFL Japan のロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は AFL Japan に申請した上で使用できる。

第4条　〔公認クラブの義務〕

(1)　AFL Japan は公認クラブをリーグに入会しているクラブに準じるものとして取り扱い、公認クラブは、AFL Japan リーグ規約第３条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。

(2)　公認クラブは、活動全般に関して AFL Japan と連携しながらオーストラリアンフットボールの振興に努めなくてはならない。

(3)　公認クラブは、AFL Japan が当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただし AFL Japan は、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。

(4)　公認クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。

1　公認クラブは、会費（年会費：対象年の１月１日～12 月 31 日までの期間分）として、当年の４月末までに１万円を納入しなければならない

2　年の途中で公認クラブに認定された場合も、同額の金額を納入する

第5条　〔公認クラブの申請〕

申請クラブは、AFL Japan が別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。

第6条　〔審査〕

(1)　前条に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、AFL Japan が審査を行い、書類を受理した場合には、AFL Japan が次項の二次審査を行う。

(2)　AFL Japan は、申請クラブに対し、次の審査を行う。

1　申請クラブの責任者からの聴聞

2　地域との協力関係およびホームグラウンド、練習場等に関する調査

3　クラブの運営状況、チームの戦力、選手育成その他 AFL Japan が必要と認める事項に関する調査

(3)　AFL Japan 理事会は、前２項の審査の結果を踏まえ、公認クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の９０日後までに、申請クラブに通知する。

第7条　〔資格の停止および失格〕

(1)　公認クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、AFL Japan 理事会は当該クラブに対し、公認クラブとしての資格を最大１年間停止させ、または失格させることができる。

1　AFL Japan の名誉を傷つけ、または AFL Japan の目的に反する行為があったとき

2　第２条に定める条件を満たさなくなったとき

3　第４条に定める義務に違反したとき

(2)　前項の規定により公認クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、AFL Japan はその事実と理由を公表する。

(3)　前項の規定により公認クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う AFL Japan 理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条　〔公認クラブからの脱退〕

公認クラブは、AFL Japan に書面で届け出ることにより、いつでも公認クラブから脱退することができる。

第9条　〔改正〕

本規程の改正は、AFL Japan 理事会の承認により、これを行う。

第10条〔施行〕

本規程は、平成３０年４月１日から施行する。

[改正]

２０２１ 年２月 ２０ 日